

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第2号

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年安城市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、条例第4条第3項に規定する住登外者宛名情報（以下「住登外者宛名情報」という。）の登録、変更、削除等に関する事務（以下「住登外者宛名情報管理事務」という。）とする。

第2条第1項第1号に次のように加える。

ウ 当該請求を行う者又は当該請求者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第2条第1項第2号に次のように加える。

ウ 当該届出を行う者又は当該届出者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第2条第2項第1号に次のように加える。

サ 当該申請を行う者、当該者を現に扶養している者、当該者に現に扶養されている者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は関係配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条第2項第2号中「当該支払に係る受給者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同

号に次のように加える。

ア 当該支払に係る受給者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報

イ 当該支払に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第2項第3号中「当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る住登外者宛名情報

第2条第2項第4号中「当該返還に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該返還に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該返還に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第2項第5号に次のように加える。

サ 当該届出を行う者、当該者を現に扶養している者、当該者に現に扶養されている者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は関係配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条第3項第1号に次のように加える。

シ 当該申請を行う者、当該者に現に扶養されている者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は当該者の配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条第3項第2号中「当該支払に係る受給者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該支払に係る受給者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報

イ 当該支払に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第3項第3号中「当該返還等に係る受給者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該返還等に係る受給者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報

イ 当該返還等に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第3項第4号に次のように加える。

シ 当該届出を行う者、当該者に現に扶養されている者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は当該者の配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条第3項第5号中「当該申請を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る住登外者宛名情報

第2条第4項に次の1号を加える。

(3) 当該申請を行う者に係る住登外者宛名情報

第2条第5項第1号に次のように加える。

エ 当該請求を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者又は当該額の認定の請求を行う者若しくは当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住登外者宛名情報

第2条第5項第2号中「当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る県民税又は市民税に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る県民税又は市民税に関する情報

イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住登外者宛名情報

第2条第6項第1号に次のように加える。

ケ 当該申請を行う者、当該申請に係る子ども若しくはこれらの者を現に扶養している者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は関係配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条第6項第2号中「当該支払に係る子どもに係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該支払に係る子どもに係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該支払に係る子どもに係る住登外者宛名情報

第2条第6項第3号中「当該申請に係る子どもに係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請に係る子どもに係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請に係る子どもに係る住登外者宛名情報

第2条第6項第4号中「当該返還に係る子どもに係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該返還に係る子どもに係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該返還に係る子どもに係る住登外者宛名情報

第2条第6項第5号に次のように加える。

ケ 当該返還をする者、当該返還に係る子ども若しくはこれらの者を現に扶養している者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は関係配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条第7項第1号に次のように加える。

ケ 当該申請を行う者に係る住登外者宛名情報

第2条第7項第2号中「当該支払に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該支払に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該支払に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第7項第3号中「当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る住登外者宛名情報

第2条第7項第4号中「当該返還に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該返還に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該返還に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第7項第5号に次のように加える。

ケ 当該届出を行う者に係る住登外者宛名情報

第2条第8項第1号に次のように加える。

シ 当該申請を行う者、当該者を現に扶養している者、当該者に現に扶養されている者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は関係配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条第8項第2号中「当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る住登外者宛名情報

第2条第8項第3号中「当該支払に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該支払に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該支払に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第8項第4号中「当該返還に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該返還に係る受給者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該返還に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第2条第8項第5号に次のように加える。

シ 当該届出を行う者、当該者を現に扶養している者、当該者に現に扶養されている者若しくはこれらの者と同一の世帯に属する者又は関係配偶者に係る住登外者宛名情報

第2条に次の1項を加える。

9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、住登外者宛名情報管理事務及び次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報はこれらの事務に係る住登外者宛名情報とする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条各号、第10条第1号及び第2号並びに第4号から第7号まで、第11条各号、第12条各号、第14条第2号から第8号まで、第15条各号、第

16条、第18条各号、第24条各号、第24条の2各号、第24条の5、第25条各号、第28条各号、第29条各号、第32条各号、第34条各号、第35条各号、第36条各号、第37条各号、第38条各号、第40条第1号から第11号まで及び第14号、第44条各号、第46条各号、第48条各号、第50条各号、第54条、第60条各号、第67条の2、第68条各号、第68条の2各号並びに第74条に掲げる事務

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）本則の表1の項に掲げる事務

(3) 前各項に掲げる事務

第3条第1項第1号中「まで」の次に「及び第7号」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 保護者等又は当該申請に係る児童等に係る住登外者宛名情報

第3条第2項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 保護者等に係る住登外者宛名情報

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。